

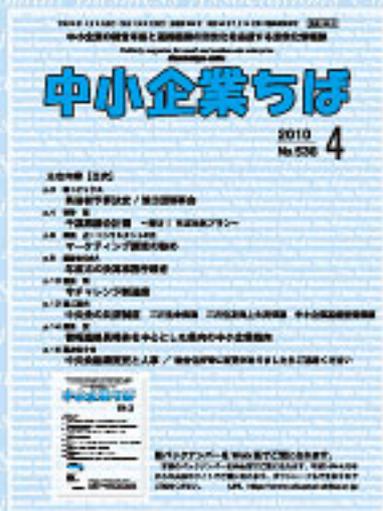
中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌
Publicity magazine for small and medium-size enterprise
Chushokigyō-chiba

中小企業ちば

2010
No.537 5

主な内容 [目次]

- p.3 ■トピックス
本会の「平成22年度事業計画案」まとまる
- p.4 ■特集
経営革新計画に挑戦しよう！
- p.6 ■視点：コンサルタントの目
品質管理に関する最近の話題
- p.8 ■組合Q&A
総会運営における留意事項
- p.10 ■施策
改正次世代育成支援対策推進法
- p.12 ■ご案内
中小企業組合士になろう
- p.14 ■景況
情報連絡員報告を中心とした県内の中小企業動向
- p.15 ■お知らせ
中央会事務局の新しい組織と主なしごと



■バックナンバーを Web 版でご覧になれます。

本誌のバックナンバーをWeb版でご覧になれます。平成14年4月号から中央会のサイトでご覧になれます。ダウンロードもできますのでご活用ください。 URL <http://www.chuokai-chiba.or.jp>

トピックス

平成22年度事業計画案 まとまる

本会は3月19日千葉市内において平成21年度第3回理事会を開催し、平成22年度事業計画案、収支予算案について審議され、それぞれ原案どおり決定し、今日28日の通常総会に付議されることになった。以下は事業計画案の概要と収支予算案の骨子（一部既報）。

■平成22年度事業計画案

【基本方針】本会は、中小企業連携組織に対する専門支援機関として、中小企業組合制度の普及と活用を図りながら、中小企業連携による経営革新、創業等への支援、中小企業者の多角的連携支援、雇用労働関連事業の充実、人材の育成、中心市街地活性化・街づくりの推進、下請け中小企業への支援、官公需受注確保対策事業を推進していくとともに、国と連携した「中小企業応援センター事業」、「ものづくり中小企業製品開発等支援事業」及び「新卒者就職応援プロジェクト事業」を重点的に取り組んでいくものとする。

I. 不況対策、経済対策の強力な推進
II. 組合等への指導・支援機能の強化
▽ワンストップサービスによる創

業・連携支援

実施事業 ①指導員等研究会事業
②中小企業大学校研修事業③個別専門指導事業④他の支援団体、金融機関等との連携強化⑤創業・連携推進事業⑥中小企業応援センター事業⑦ものづくり中小企業製品開発等支援事業⑧新卒者就職応援プロジェクト事業

▽中小企業応援センター事業による中小企業支援

実施事業 ①相談窓口設置事業
②専門家派遣事業③支援機関共同セミナー等開催事業

▽巡回指導の徹底、中小企業診断士等専門家を活用した継続指導の実施

実施事業 ①連携組織活性化研究会②組合等新分野開拓支援事業③個別専門指導事業④地域組合等活動支援事業⑤組合員企業情報のデータベース作成⑥組合事務局強化事業⑦労働事情実態調査⑧中小企業団体情報連絡員の設置⑨中小企業景況調査事業

III. 大学・企業・組合間のコーディネート機能の強化

▽企業と大学、組合と大学等、多様な連携ニーズのマッチングを支援

実施事業 ①新連携・経営革新促進

事業②千葉県異業種交流融合化協議会の運営支援③中小企業応援センター事業

IV. 地域産業資源を活用した新たなビジネスの創出支援

▽地域資源活用、ものづくりへの支援並びに農商工連携への支援

実施事業 ①連携組織活性化研究会②組合等新分野開拓支援事業③中小企業応援センター事業

V. 中小企業のIT活用支援
▽中小企業が行うITを活用した経営管理を支援

実施事業 ①組合指導情報整備事業②連携組織活性化研究会③組合等新分野開拓支援事業④中小企業応援センター事業

VI. 雇用・労働関係事業の推進
▽雇用・労働関係事業の強力な推進

実施事業 ①新卒者就職応援プロジェクト事業②次世代育成支援対策推進センター事業③労働事情実態調査④外国人研修・技能実習制度適正化指導事業⑤外国人研修・技能実習制度円滑化指導事業⑥外国人研修等受入状況調査

VII. 人材育成への支援

実施事業 ①連携組織活性化研究会②組合等新分野開拓支援事業③組合青年部育成事業④女性経営

者等育成事業⑤中小企業組合土育成事業⑥組合管理者等講習会⑦組合事務局強化事業⑧千葉県中小企業団体青年中央会の運営支援⑨千葉県中小企業団体レディース中央会の運営支援⑩千葉県中小企業団体の運営支援

IV. 中小商業・サービス業等の活性化支援

実施事業 ①連携組織活性化研究会②組合等新分野開拓支援事業③商業4団体等の連携強化④活性化情報提供事業

IX. 下請け中小企業への支援

実施事業 ①下請適正取引ガイドラインの普及啓発

X. 官公需受注確保対策の推進

実施事業 ①中小企業の官公需施策と官公需適格組合の啓蒙普及②官公需情報収集提供事業③官公需問題懇談会④官公需業種別受注対策事業⑤国、県等への陳情・要望

XI. 中小企業・組合運動及び広報活動の強力な推進並びに組合等の表彰

▽政策提言活動の強力な推進

実施事業 ①商工3団体の連絡協働事業②国・県等への要望・陳情活動
▽地域経済・産業振興支援の推進
実施事業 ①専門委員会運営事業

②官公需情報収集提供事業

▽広報活動の強力な推進

実施事業 ①活性化情報提供事業②創業・連携推進事業③組合等の表彰

XII. 共済事業の加入促進

重点制度①特定退職金制度②オーナーズプラン③PL保険制度④団体障害⑤労災上乗せ⑥自動車共済普及推進①普及強化月間による推進②普及推進会議の開催

調査・研究①全国中小企業団体共済事業協会の会員活動②関東甲信越静岡ブロック共済事務研究会への出席

■平成22年度収支予算案

〔収入の部〕▽会費4525万円▽補助金1億7625万円▽分担金346万円▽受託事業604万円▽雑収入175万円▽共済特別会計繰入1050万円

〔支出の部〕▽千葉県補助対象事業費1億9742万円▽全国中央会補助対象事業費214万円▽受託事業費577万円▽管理費3660万円▽予備費65万円

新入職員紹介（4月1日採用）

山内昭紀（工業連携支援部主事）
佐々木隼（商業連携支援部主事）

新たな事業に取り組んで、市場に向かって挑戦 「経営革新計画に挑戦しよう！」

本会では、「中小企業新事業活動促進法」に基づき、中小企業者の「経営革新」への取り組みを支援しています。今こそ、自社の創意と熱意が込められた「経営革新計画（ビジネスプラン）」の作成にチャレンジしてみてください。経営革新に会社やお店の規模は関係ありません。環境変化に即応できる経営体質が求められている今、既存の事業を「従来のやり方」で継続するだけでなく、改革にせよ、改善にせよ、自社の経営を見つめ直し、「新たな方法（取り組み）」で成長を目指していかなければなりません。何かを変えたいという想いを、具体的な事業計画としてプランニングできれば、それは企業変革への第一歩目を踏み出すための強力な引き鉄となります。

本会では、今年度も継続して経営革新の相談・計画作りの支援を実施しております。厳しい市場環境を勝ち抜く「経営力強化」と「企業価値向上」にぜひご活用下さい。

経営革新計画に挑戦しよう

1. 中小企業新事業活動促進法に基づく「経営革新」とは

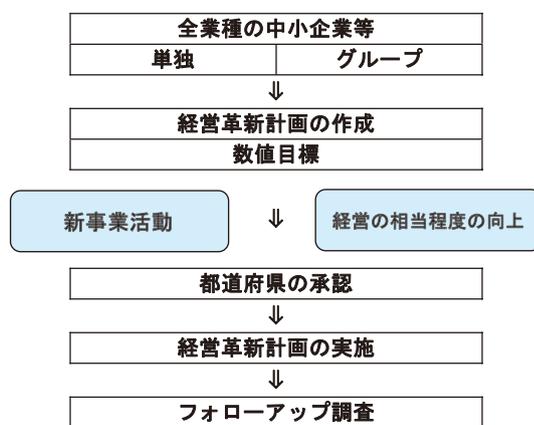
「中小企業新事業活動促進法」では、「経営革新」を「事業者が新事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ること」と定義しています。

また本法は、事業者が策定する経営革新計画を支援するために、次のような特徴を持った制度となつていきます。

【全業種での経営革新を幅広く支援】
今日的な経営課題にチャレンジする中小企業の経営革新（新たな事業活動による経営の向上）を全業種にわたって幅広く支援します。

【柔軟な連携体制で実施】経営資源・得意分野に限りのある中小企業の経営革新には、他者との柔軟な連携関係を最大限活用することが不可欠です。このため、中小企業単独のみならず、組合、異業種グループ等との多様な形態による事業活動を支援します。

【経営目標の設定】事業者が経営の向上に関する目標を設定することにより、経営目標を達成するための経営努力が促される制度です。支援する行政側でも、計画実施中に、対応策へのアドバイス等を行い、フォローアップを実施します。



繰り返しになりますが、「経営革新」は、事業者が新事業活動に取り組み、経営目標を設定し、経営の相当程度の向上を図ることです。昨今、中小企業がいわゆる「勝ち組」と「それ以外」とに2極化してきていると言われています。それらを分けている要因の一つには、「経営革新に挑んだか、否か」

があると言っても過言ではありません。なぜなら、多くの「勝ち組」に共通して言えるのは、いずれもしっかりとビジョンや目標、具体的なアクションプランを有するとされているからです。

したがって「経営革新」は、中小企業が21世紀の厳しい競争を勝ち抜くための一つのキーワードと言えます。

3. 新事業活動とは

「新事業活動」とは、次の4つの「新たな取り組み」をいいます。経営革新計画を作成することにより、「新たな取り組み」の目標、重点課題等が明らかになり、進捗状況確認を行うことで「P・D・C・A（計画・実行・評価・改善）」の定着が図れ、機能的に事業を行うことができます。

「新事業活動」とは、

- ① 新商品の開発又は生産
- ② 新役務の開発又は提供
- ③ 商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ④ 役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動

ここでのポイントは、個々の中小企業者にとって「新たな事業活動」であれば、既に他社において採用されている技術・方式を活用する場合でも原則として承認の対象となるということです。

ただし、(1)業種毎に同業の中小企業の当該技術等の導入状況(2)地域性の高いものについては、同一地域における同業他社における当該技術等の導入状況を判断し、それぞれについて既に相当程度普及している技術・方式等の導入については、承認対象外となります。

4. 「経営の相当程度の向上」とは
次の2つの指標が、3〜5年で、相当程度向上することをいいます。
(1) 「付加価値額*」又は「一人当たりの付加価値額」の伸び率
(2) 「経常利益」の伸び率

経営革新計画として承認されるためには、計画期間である3年〜5年のそれぞれの期間終了時における「伸び率」がポイントとなります。それぞれの計画期間終了時における経営指標の目標伸び率は、次のとおりです。

*付加価値額=ここでいう「付加価値額」は、企業活動の全体像を把握し、企業が生み出した価値を総合的に判断

するため、営業利益に企業活動の源となる雇用(人件費)と投資(減価償却費を加えたものを指します)。

「経営目標の設定の意義」=経営目標を達成するための経営努力が促される

計画終了時	「付加価値額」又は「一人当たりの付加価値額」の伸び率	「経常利益」の伸び率
3年計画の場合	9%以上	3%以上
4年計画の場合	12%以上	4%以上
5年計画の場合	15%以上	5%以上

(注)「年率3%以上の伸び率」

(注)「年率1%以上の伸び率」

■「付加価値額」
又は「一人当たりの付加価値額」

付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費

⇨ 1人当たりの付加価値額 = 付加価値額 / 従業員数

■経常利益

経常利益 = 営業利益 - 営業外費用(支払利息・新株発行費等)

【注】中小企業新事業活動促進法における経営革新では、「経常利益」の算出方法が通常の会計原則とは異なり、営業外収益は含みません。(ただし、基本方針の考え方を踏まえて実情に応

じ、営業外収益を考慮します。)

また、経常利益の算出については、計画の承認を受けた中小企業者の資金調達に係る財務活動に係る費用(支払利息、新株発行費等)を含み、本業との関連性の低いもの(有価証券売却益、賃料収入等)は含まないものとします。

経営革新計画の承認によるメリット

申請した経営革新計画が承認された場合、低利の融資や税制上の特例など、各種支援措置が利用できます(税の優遇措置、保証・融資の優遇措置、投資・補助金の支援措置、販路開拓の支援措置等)。ただし、計画の承認は、支援措置を保証するものではありませんので、計画の承認後、利用を希望する支援策の申請先である支援機関等の審査が必要となります。

詳しくは、千葉県中央会経営支援部、又は利用を希望する支援策の実施機関にご相談下さい。

経営革新計画を申請しよう

経営革新計画の承認を受けるための手続きは、次のようになります。

① 中央会経営支援部等への問合せ
対象者の要件、経営革新計画の

内容、申請手続き、申請窓口、支援措置の内容等、ご相談下さい。なお、案件によっては、県ではなく、国の地方機関等、あるいは本省が窓口になることもあります。

② 必要書類の作成、準備

申請書の書き方、ビジネスプランの策定の仕方等については、千葉県中央会でアドバイスをさせていただきます。

③ 県、国の地方機関等への申請書の提出

本法に関連する債務保証、融資、補助金等の利用をお考えの場合には、計画申請と並行して、当該関係機関と密接な連絡をとることが適当です。

④ 知事、国の地方機関等の長の承認

助成措置等は、支援機関等による審査を経た上で決定されます。また、計画開始後、フォローアップのために、計画進捗状況調査等が行われます。(計画が承認された事業者においては、本調査に対応して下さい。)

◎ 経営革新に関するお問合わせ

ご相談は、中央会経営支援部まで
TEL 043・306・3282

「カイゼン」の目

品質管理に関する最近の話題

かつて、食品の安全・安心問題に関係する事件が連日報道され、食品の安全が極度に侵される状態になっているような時期があった。

国内ではうなぎに代表される産地偽装、菓子等の内容の不正表示等、いわゆる食品の偽装問題、海外では中国製冷凍ギョーザによる中毒症状で、生命に危険を及ぼすような事件や、輸入牛肉のBSE問題等話題に事欠かない状態であった。食品であるから直接人体の安全に関与するだけに、品質管理の徹底が要求される。

一方ごく最近、世界の一流企業の中で総合的な信頼度において群を抜き、徹底した顧客サービスと、製造業の模範となる品質管理体制、「安全のトヨタ」「品質のトヨタ」と言われたトヨタが、「顧客対応」「品質管理」の両面で大きくつまづき、世界中の消費者の疑念や不信を招いている。大規模なトヨタ事態は、

会社内部の品質管理と危機管理問題に対し、日本国内は勿論、世界的規模で取組む必要性を示唆している。

日本の産業の強みである「品質」への信頼を揺るがす現象であるだけに、企業は今こそ、品質管理の重要性を改めて認識すべきである。今回はその「品質管理」について数例の管理手法に触れてみたい。

品質管理には、広義・狭義の意味があり、広義の場合は (Quality Management) と称し、マネジメント (管理) としての品質管理のことを指し、品質マネジメントとして知られている。狭義では (Quality Control) と称し、コントロール (統制) としての品質管理のことを指している。

一般に品質管理とは「利用者 (顧客) の品質要求事項を満たす製品・サービスを経済合理的に製造ある

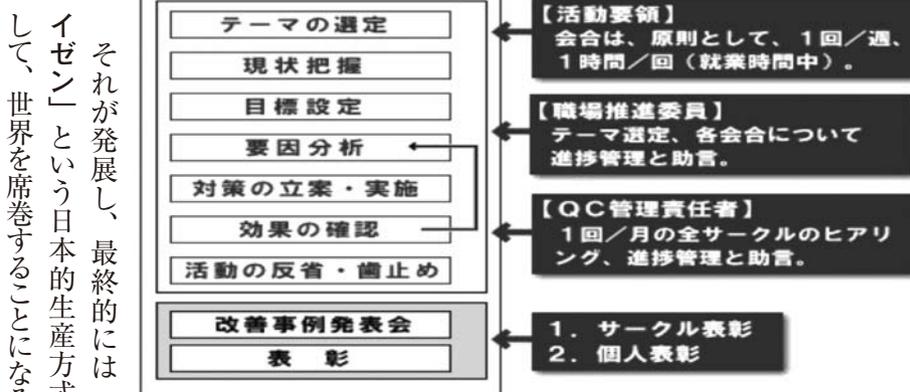
いは購入するために用いられる諸手段の体系、あるいはそれらの手段を用いて行われる品質統制活動のこと」と定義される。

QC活動

日本の生産現場で「品質管理」と言えば、一般に狭義の品質管理 (Quality Control) を指していることが多く、俗にQCと言われ、かつて「品質至上」を原点としたり、企業理念として掲げている企業が多数あった。

当初は不良品ゼロを目指す等の目的の品質管理活動 (QC活動) として、製造業の現場に広く普及した。

やがて現状生産活動の改善を目的とする問題解決の手法となり、製造現場の従業員が自発的に改善小集団 (QCサークル) を編成し、職場の管理や改善を検討し、現場の生産性の向上をはかった。



QCサークルの「カイゼン」活動

それが発展し、最終的には「カイゼン」という日本の生産方式として、世界を席卷することになる。

視 点

ISO9000

品質を管理し、不備や故障のない製品を提供するのは、企業として当然のことであり、単に『良い製品を作ること』だけではなく、『よい製品（サービス）を作る（提供する）ためのシステムを管理すること』である。『よい製品・サービス』とは、『顧客の要求する製品、サービス』を提供することで、『お客さんに満足してもらうこと』『顧客満足』を目指す仕組み（システム）が必要である。

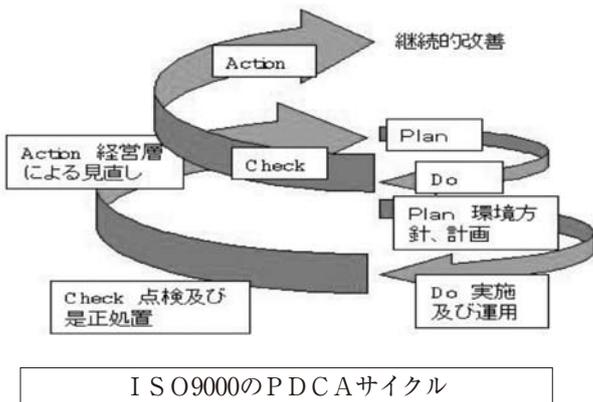
日本ではJIS（日本工業規格）という規格があり、国際化の進んだ現在では統一した品質管理及び品質保証に関する、国際規格ISO9000であり、製品そのものだけでなく品質管理体制を規定するための規格である。

『よい製品、サービスを提供する』ために、製品・サービスの『結果』ではなく、提供されるまでの『プロセス（過程）』を重視し、結果にたどり着くために、どういった原因があるのかをチェックしたり、どこに問題があるのかをチェックする『プロセスの監視』を行い不良品が発生しても、それを速やかに回収

し、原因を追究し、改善に結びつける仕組みがあることが求められる。『少しずつ改善していく仕組み』を社内根付かせ、『継続的に改善』してゆく。

ISOの構築・運用も経営管理・品質管理手法の一つである、という認識を持つ必要がある。

最近の全ての手法がそうであるように、システムの構築・運用に關しても「PDCAサイクル」を導入しているのが特徴である。



P=Plan（計画）、D=Do（実行）、C=Check（点検）、A=

Action（改善）

トレーサビリティ

トレーサビリティ（Traceability）は、製品の流通経路を生産段階から最終消費段階、あるいは廃棄段階まで追跡が可能な状態をいう。日本語では追跡（Trace）可能性（Ability）とも言われる。

製造業においては、原材料調達・部品調達から加工、組立、流通、販売の各段階において、製造者・仕入先・販売元などを記録保管し、私たちが手にする製造物の製造履歴を追跡できるようにすることが目的となる。

ことの発端は、食品において国内で初めて狂牛病（BSE）牛海綿状脳症）に感染した牛が発見され、その問題への対応として、2003年農林水産省が導入した「牛肉のトレーサビリティ」である。これを契機に、産地・流通経路といった食に対する消費者の安心・安全の関心は非常に高いものになった。

一方製造業においても、ここ数年ガス機器や家電製品・事務機器といった一般製品において、ごく最近

は車のリコール問題等、欠陥による事故や不具合の発生の報道が目立つようになってきた。その結果、安心・安全の観点から品質問題がクローズアップされてきた。最終製品の一袋が「いつ出荷され」「いつどのような工程で製造され」たのか。また「関与したオペレータは誰」なのか「原料はどこを何を使用した」のか「生産者は誰」か。「その時の設備の状態はどうだったか」「温度は？」「湿度は？」などの検査が可能のように、各工程での生産状況を全て工程ロットという細かいロットで管理する。

同様に流通過程にも取入れ、問題発生時即応できる体制を絶えず整えておく。

昨今、先進国では消費構造が変わり始め大量生産、大量消費、価格競争をベースにしてきたものが、「品質」を重視した小口の消費に主流が移りつつあり、そのスタイルはもはや新興国に移っており、日本や先進国の企業がこの面でいくらか頑張っても勝ち目はない。

先進国、特に日本は長年培った人と技術を基に、「品質」で勝負するしかないことを再認識すべきだ。

（中小企業診断士 布施光義）

組合Q&A

総会運営における留意事項

総会の性格

総会は、組合員全員で構成し、組合の基本的事項を決定する組合の最高意思決定機関です。総会の決定事項は、理事の業務遂行や組合員をすべて拘束しますので、組合の機関のなかでは最高の機関でもあります。また、総会は一定の法的要件*を具備して開催してはじめて成立し、会議の終了と同時に消滅するものであり、常置機関ではありません。

組合は、組合の活動が直ちに組合員の事業に結びついていますので、組合活動の最高の意思を決定する総会の議決は、組合員の利害に直接影響します。したがって、総会の運営は、形式的な審議にならないよう、むしろ活発な質疑や意見交換を行い、議長の適切な調整等によって相互の意思疎通を図るよう努める必要があります。

*一定の法的要件とは、中協法、中団法およびそれらの法律によって適法に作成

された組合の定款に記載された方法すなわち総会の招集の手続、議決の方法等をいうのであり、これらの要件は、組合組織の民主性を確保するために設けられたものにほかならない。

総会の種類

【通常総会】通常総会とは、代表理事によって毎事業年度1回定期的に招集される総会であり、この総会で代表理事は、少なくとも決算関係書類を監事の監査報告書とともに提出し、その承認を受けるよう義務付けられています。また通常、事業計画・収支予算の設定等についても議決します。

【臨時総会】臨時総会は通常総会以外に必要に応じて開催できるもので、その内容は、決算関係書類の承認を行わないほかは、通常総会の場合と同様です。（招集手続きや運営等についても同じ。）

総会の招集

【時期】法には「定款の定めるところにより毎事業年度1回招集しなければならない」という規定以外に定めがないため、通常は（法人税法に規定されている確定申告の期間に対応して）定款で、毎事

業年度2ヶ月以内（定款の規定により3ヶ月以内に開催することも可能）に開催することと定めています。

【招集者】通常総会の招集者は代表理事であるが、招集は理事会の議を経て行う必要があります。

【招集手続】総会の招集は、会日の10日前までに会議の目的たる事項（議案）を示し、定款に定められた方法にしたがって通知*しなければなりません。

*総会の開催通知には、議案のほか、会議の日時・場所・議事日程等を記載する。また、組合員に書面及び代理人による議決権の行使が認められている関係上、できるだけ決算関係書類等の資料も添付することが望ましい。なお、招集通知に際しては、議案を示すことに加え、決算関係書類（財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案または損失処理案、事業報告書、監査報告書等の資料すべてを添付する必要がある。

総会の成立と議決

【定足数】総会は、①適法な招集手続を経た上で、②出席した組合員が定足数を満たすことではじめて成立します。

総会の定足数は特別議決（定款

の変更など組織の基本に触れるような重要事項）を要する事項については総組合員の半数以上の出席が法に規定されています。その他の議決事項については特に定めがないものの、多くの組合では、定款参考例に倣って2分の1以上の出席を定めていますので、それにしたがって、定足数に達しているかどうかを確認します。

【議決権および選挙権】組合員は、出資口数の多寡、事業規模の大小等に関係なく、議決権、選挙権は平等に一個与えられています。なお、総会の議長は議決権の行使は認められていません（協業組合を除く）が、特別の利害を有する組合員については議決権の行使が認められています。

また、選挙権は、議決権の一種であることは通説ですが、法はとくに議決権と選挙権を区別していません。選挙権は、総会における選挙に限り、総会外でも行使することができるとは、

なお、総会の議決権については、書面または代理人をもって行使することもできます。これらによって議決権を行使する者も、出席者

組合Q & A

の数に入れられることになっていきますので、その点留意して下さい。
【議長】 総会が成立すれば日程にしたがって議事を進めることとなりますが、それにはまず議長の選任が必要となります。議長は総会において、原則出席した組合員または組合員である法人の代表者（役員）の中から選任します。

前述のとおり、議長は、組合員として総会の議決に加わることとはできず、さらに議長は自分の代理人をして議決権を行使することも、他の組合員の代理となることもできません*。しかし、普通議決事項について可否同数の場合は、議長に可否の決定権が与えられています。

*議長の選挙権は剥奪されていません。
【議決の方法】 議決の方法には、普通議決と特別議決の2種類があります。普通議決とは、出席者の過半数でこれを決する議決方法であり、特別議決とは、組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数により決するところの議決方法です。

また、選挙については、組合員1人1票の無記名投票を原則とします。（単記式にするか、連記式

にするか等は適宜定めても差し支えありません。）また役員選挙に限っては、出席者全員が賛成すれば指名推薦の方法によって選挙を行うことができます（協業組合等一部例外あり）。

【議決事項】 総会の議決事項*には、法定議決事項と任意議決事項の2種があります。法定議決事項とは、総会が組合の最高意思決定機関であることから、必ず総会の議決を要すると法によって定められた事項です。また、任意議決事項とは、定款で総会の議決を要すると定めた事項であり、この中には理事会で総会の議決を要すると認めた事項も含まれます。

*主な議決事項（協同組合の場合）

- ①定款の変更（特別） ②規約の設定、変更または廃止（普通） ③毎事業年度の収支予算および事業計画の設定または変更（普通） ④経費の賦課および徴収の方法（普通） ⑤組合員の除名（特別） ⑥役員改選請求の同意（普通） ⑦決算関係書類の承認（普通） ⑧会社への組織変更（特別） ⑨組合の解散（特別） ⑩組合の合併（特別） ⑪清算人の選任（普通） ⑫借入金残高の最高限度（普通） ⑬1組合員に対する貸付（手形割引を含む） または1組合員のためにする金融機関に対する債

務保証の残高の最高限度（普通） ⑭組合員の事業に関する債務保証の残高の最高限度（普通） ⑮1組合員のためにする組合員の事業に関する債務保証の残高の最高限度（普通） ⑯役員報酬（普通） ⑰過剰金（普通） ⑱加入金（普通） ⑲剰余金の配当（普通）

【緊急議案】 総会の議決は、原則として総会招集通知にあらかじめ記載された事項についてだけ議決することができるが、定款に「緊急議案を採用することができる」旨規定してある場合には、あらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。（その議決に参加できる者は、本人出席者に限ります。）

なお、除名あるいは役員のリコールのように、事前に一定の手続きを要する事項は緊急議案で議決することができません。また、定款の変更及び解散など特別議決を必要とする事項や役員選挙等の重要な案件は、緊急議案にはなじまず、これを強行すれば組合内の紛争の火種にもなりかねないので、緊急議案による議決は厳に避けるべきです。

総会終了後の処理事項

- ▽議事録の作成
- ▽行政庁への決算関係書類等提出（総会終了後2週間以内。役員変更届は変更後2週間以内（変更登記が必要））
- ▽税務署に対する確定申告書の提出（事業年度終了日の翌日から2ヶ月以内）
- ▽登記（2週間以内、但し出資金の変更は事業年度末日から4週間以内）
- ▽欠席組合員への通知

【市町村合併に伴う定款変更】

去る3月23日、印西市に印旛村、本埜村が編入合併し、新「印西市」が発足しました。これにより千葉の「平成の合併」はひとまず終結したところですが、このことに伴い、組合定款第2条「名称」、第3条「地区」、第4条「事務所の所在地」の変更が生じる組合が出てくるのが予想されます。このことで、直ちに定款変更を行う必要はありませんが、本来は次の通常総会の議案として上程し、変更することが望ましいものですので、その点ご留意下さい。なお、これまでに市町村合併が行われた地域の組合も、あらためてご確認下さい。

◎お問合せは、本会設立相談室へ
 Tel 043・306・32805

このマークを、例えば、求人広告、自社の商品やその広告、企業の封筒や名刺、ホームページなどにつけて対外的にアピールすることで、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待できます。



愛称「くるみん」

■認定申請をしましょう

計画期間が満了し、目標を達成し、認定を受けるための要件を満たした際には認定を受ける手続きを行きましょう。認定を受けるためには都道府県労働局雇用均等室に、所定の様式で認定の申請書を提出する必要があります。

(認定を申請する場合には、行動計画や目標を達成したことが証明できる資料等が必要になります。)

□企業にとって次世代育成支援はなぜ必要か（中小企業が取り組む意義）

■少子化の急速な進行に歯止めをかけるために

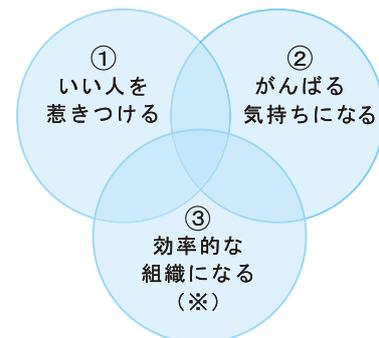
日本の少子化が急速に進行しており、これを放置しておけば、我が国の経済社会に深刻な影響を与えることが懸念されています。

少子化の原因としては、晩婚化のみならず、夫婦の出生力の低下があります。また、子育てにかかる費用が増加していることや育児への負担感に加え、仕事と子育ての両立に対する負担感も指摘されています。

■少子化や共働きの増加に対応した働き方の構築のために

仕事と子育ての両立を進めるためには、保育所の整備など行政の取り組みも大切ですが、それぞれの企業においても、「ワーク・ライフ・バランス」(従業員の仕事と生活の調和)を実現する多様な働き方の整備に取り組むことが求められています。

両立支援の3効果



■企業の維持・発展のために

少子化の進行により労働力人口の減少が懸念され、また、国際競争が一層激化する中で、企業が自社の優位性や競争力を維持・発展させていくためには、よい人材の登用・確保・定着や従業員の労働意欲・生産性の向上など、人材活用の充実強化が不可欠となっています。

このため、従業員のライフスタイルや意識の変化に対応し、そのニーズに合った労働環境を、自社の実情に合った形でいかに整備していくかが、経営の大きな課題となっています。

仕事と家庭の両立がしやすい勤務制度を整備することは、企業にとって負担となるように感じられることもあるでしょう。しかし、従業員の働きやすい職場環境を確保することは、従業員の「やる気」や「働きがい」を引き出し、モラルや会社への帰属意識を高め、その結果、職場が活性化し生産性が向上するなど、経営に大きなプラス効果をもたらすことが期待できるのです。

※効率的な組織になる効果：従業員の空きを組織・業務体制の見直しの好機とする

□行動計画の策定、実施及び認定を受けるまでの流れ

行動計画の策定、実施及び認定までの手順は、次のとおりになりますので、参考にして下さい。

【自社の方針を明確にする】⇒【自社の現状・従業員のニーズを把握する】⇒【行動計画を策定する(①計画期間の設定、②目標の設定、③目標達成のための対策の設定)】⇒【行動計画を策定した旨を都道府県労働局へ届け出る】⇒【行動計画を実施する】⇒【目標の達成】(次期行動計画を策定しましょう)⇒【認定を受けましょう】⇒【認定マーク(くるみん)を活用しましょう】

➔ 企業のイメージアップへ

◎一般事業主行動計画策定等、次世代育成支援対策推進法に関するご相談については、
 本会経営支援部 (TEL: 043-306-3282)、または千葉労働局雇用均等室 (TEL: 043-221-2307)

改正次世代育成支援対策推進法

次世代育成支援対策に取り組むこと、すなわち、多様な属性を持つ従業員に働きやすい就労環境を提供すること（ダイバーシティ）は、企業経営にとっても大きなメリットがあります。事業主の皆さま、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定しましょう。

□次世代育成支援対策推進法とは

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備を進めるため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法（以下、次世代法）」が成立し、平成17年4月に全面施行されました。

この次世代法では、事業主は従業員の仕事と子育ての両立についての行動計画を策定することとされています。なお、次世代法はその後、急速に進展する少子化の進行と人口減少社会の到来を背景に、その一部が改正され（改正次世代法）、昨年4月1日に施行されております。

□事業主は何をしなければならないのか

次世代法では、従業員数301人以上の労働者を雇用する事業主に対し、「一般事業主行動計画（以下、行動計画）」の策定、届出を義務付けています。

行動計画とは、子育てをしている労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などの取り組みを行うために、以下の3つの事項が含まれている計画のことを指します。

計画期間	<ul style="list-style-type: none"> ・2015年3月31日までに集中的かつ計画的に取り組む ・企業の実情に応じ、1回の計画期間は2～5年で設定することが望ましい ☆認定を受けるには、計画期間が2～5年であることが必要
目 標	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の実情に応じて設定（複数設定可） ・従業員のニーズを踏まえたものであること ・現状より少しでも労働環境をよくするもの ・達成状況を客観的に判断できる定量的なものが望ましい ☆認定を受けるには、雇用環境の整備に関する項目が入っていることが必要
目標達成のための対策とその実施期間	<ul style="list-style-type: none"> ・いつまでに、どのようなことに取り組むかを具体的に記述する ☆認定を受けるには、行動計画に設定した目標を達成していることが必要

◎なお、300人以下の従業員を雇用する事業主については、行動計画の策定・届出が努力義務となつていますが、平成23年4月1日（来年度）からは、従業員数が101人以上の事業主に義務化の範囲が拡大されます（100人以下の事業主については努力義務）。

□認定を受けて企業のイメージアップを！

■認定とは

行動計画を策定し、一定の要件を満たす場合には、厚生労働大臣（具体的には都道府県労働局長）に「次世代育成支援対策に取り組んでいる企業」として認定される仕組みがあります。

認定は、行動計画を達成するごとに受けることができます。行動計画が完成したら、定められた様式（一般事業主行動計画策定・変更届）により、行動計画を策定した旨を都道府県労働局に届け出る必要があります。行動計画そのものを提出する必要はありません。（行動計画を変更した場合にも、同様に変更届を都道府県労働局に提出して下さい。）

■認定を受けるメリット

認定を受けると次世代認定マーク「くるみんマーク」を利用することができます。このマークはいわば、「働きがいがあり、働きやすい企業」「社員を大事にする企業」のマークです。

□あなたの組合の組合士は誰ですか

中小企業組合士資格は、中小企業組合で働く方々、或いはこれから働こうとする方々が自信と誇りを持って職務を遂行できるよう、全国中小企業団体中央会が、専門的知識について試験（中小企業組合検定試験）を行い、これに合格し、かつ3年以上の実務経験がある人に与えられる、組合運営のエキスパートとしての資格です。組合士合格に向けてぜひチャレンジして下さい！

□組合士の活動

今、組合を中心とする中小企業の連携組織は、地域の灯台として様々な活動を展開しています。そのような中で、「中小企業組合士」の職務は、その専門性を活かし、中小企業の連携組織を通じて組合員の企業活動をサポートすることはもちろん、産学官連携・組合間連携など、様々なコーディネート活動をリードしています。

□中小企業組合検定試験

中小企業組合検定試験は、昭和49年から中小企業庁の後援を得て実施しています。

■試験科目

「組合会計」「組合制度」「組合運営」の3科目

■試験日

毎年12月の第1日曜日（平成22年度は12月5日実施予定）

■合格発表

試験日の翌年3月1日（土・日・祝日の場合は翌日または翌々日）

■組合士の認定

試験科目の全てに合格し、かつ中小企業組合等で3年以上の実務経験があれば組合士として認定され、認定証書、組合士証、組合士章（バッジ）が授与されます。

★受験願書は7月上旬から千葉県中央会で配布しております。お気軽にお問合わせ下さい。

□中小企業組合士養成講習会（組合運営実務講習会）をご活用下さい

千葉県中央会では、中小企業組合関係者を対象に、組合の運営、会計等の基礎的・実務的知識の習得を目的とした講習会を毎年開催しています。この講習会は、組合実務の専門家である「中小企業組合士」の養成講座も兼ねており、12月5日（日）実施予定の「中小企業組合検定試験」に向けた受験対策にも適しています。組合運営に携わる役職員の方々、また、組合設立後間もない組合におかれましては、ぜひ多数の方が受講されますようご案内申し上げます。（講習会の概要については下記のとおり。）なお、今年度の講習会の開催時期は秋ごろを予定しています。詳細につきましては、別途事前にお送りいたします開催案内をご確認下さい。

■組合制度

中小企業論・中小企業組合論及び組合制度（制度史）について説明し、その後、団体法、商店街振興組合法、中小企業等協同組合法の概要等について講義等を行います。

■組合会計

組合特有の特殊な会計処理について解説し、企業会計には登場しない特殊な勘定科目、仕訳、計算方法などについて理解を深めるとともに、協同組合会計における会計処理感覚を養うことを主眼に講義等を行います。

■組合運営

組合の事務管理から組合運営、経済事業全般（各種共同事業に関する仕組みや運営方法、官公需共同受注事業等）について説明を行うとともに、組合運営にとって重要な中小企業施策、さらには、労務管理・労働法に関する講義等を行います。

◎組合士制度、組合士検定試験等についてのお問合せは本会経営支援部 担当（池澤）まで
経営支援部 Tel：043-306-3282

中小企業組合士になろう ～事務局機能の強化は人材育成から～

中小企業組合士制度は、事業協同組合等の連携組織をサポートする、唯一の資格制度です。より高度な組合運営の実現を目指すもよし、後進育成を視野に挑戦するもよし、組合役職員は、組合士資格を取得し、組合内の“知恵者”として、組合員が信頼・納得の共同事業をプロデュースして下さい。

□ 組合のあしたを拓く組合士

中小企業は今なお景気回復が実感されないまま、コンプライアンスの充実、地球環境問題への対応等、取り組まなければならない新たな問題も発生し、今までにも増して厳しい状況に置かれています。

このような状況下で、中小企業が諸課題に対応し持続的発展を実現するには、これまで以上に中小企業組合等の連携組織を活用して新たな活路を見出していくことが重要です。また、平成19年4月の改正中小企業等協同組合法等の施行は、組合にも一層のガバナンス向上を求めており、これらの諸問題に的確に対応できる優秀な人材の養成は不可欠となっています。

「中小企業組合士」とは、全国中央会が実施する中小企業組合検定試験に合格し、一定の実務経験を積んだ方に与えられる称号です。組合等中小企業の連携組織の運営をするために必要な基礎的・実務的知識を有することが認められた組合運営のエキスペートとしての資格になります。

組合の実務を担う職員の方々のスキルアップはもちろん、企業のみならず組合においても社会的責任が求められている昨今、組合を運営する役員の方々にとっても、中小企業組合士資格の取得は組合及び組合員の発展のために、きわめて有効であるといえます。

□ 組合士制度とは

中小企業組合士制度は、事業協同組合をはじめとする中小企業組合等に携わられている方々の能力と資質の向上を図ることにより、中小企業組合の運営強化・円滑化を図ることを目指して、昭和49年度から全国的な実施を開始いたしました。（中小企業等協同組合法施行20周年を機に、東京都中央会が昭和44年に創設、その後、昭和49年に全国中央会に移管されて全国制度となりました。）

現在、全国で3,422名（内千葉県87名、平成21年6月1日現在）の中小企業組合士が登録されており、その活躍のステージは組合だけにとどまらず、商工組合中央金庫などの関係機関等にも広がっています。

また、31都道府県に中小企業組合士会（組合士協会）が設立され、組合士同士の横のつながりによる情報交換や研修会等を活発に行っているほか、これら各中小企業組合士会で組織する全国中小企業組合士協会連合会も設立されています。

□ 今、事務局に組合士が求められている

「法律が改正されたようだが、どこが変わったのかよくわからない」「届出事項に詳しい人がいないので、つい遅れてしまう」「組合運営に詳しい者がいないため、事務が滞りがちになる」「組合特有の会計処理がよくわからない」…組合でこのようなお悩みはありませんか。

中小企業組合等に関する法令や日々の組織運営に必要とされる情報等は時代とともに変わります。中小企業組合の根拠法である中小企業等協同組合法は、平成18年度、平成19年度と相次いで大改正が行われましたが、これにより中小企業組合は組織の統治機能の強化・充実が求められることとなりました。この法改正に的確に対応していくことは、中小企業組合が果たすべき社会的責任であると言っても過言ではありません。また、様々な課題や要請に応じていくためには、共同事業の運営に当たる事務局の強化が不可欠であり、そのためには組合運営の知識を備えること、すなわち、中小企業組合検定試験によってその能力が認められている組合士を事務局に設置することが一つの近道であるといえます。

情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

3月

■味噌製造

原料米穀の価格上昇により収益を圧迫している。22年10月から政府米業務を民間へ委託。

■めん類製造

学校給食用の麺類加工賃改定は、食品全般に低価格傾向が続くことも影響し今年度は据置きとなった。

■シャツ製造

中国の旧正月の関係もあり、仕事量はますますであったが、収益は思わしくない。

■製材

前月同様、新築の需要は少なく、リフォーム中心であり、厳しい状況である。

■製材

取扱量が対前同30%の減少となり、住宅事情が良好しないために原木の輸入量が減少。休みの増加等で各組員共耐えている。

■印刷

3月の売上高は、2月と比較して、各社増加した模様。用紙の販売も1月から3月まで右肩上がりて推移した。しかし、一昨年の同月

比では85%となっている。

■生コン製造

若干、先の見通しがついてきたようであるが、依然として環境の厳しさは続いている。4/1より、新JIS改定に伴い、品質管理の徹底を図ることとした。

■電気鍍金

3月に入り、一部生産額が増加したが、この数値は昨年度が大幅に減少したために、当該年度と比べると増加となるが、これは一過性のもので考えるべき。

■鉄工

徐々にはあるが、受注増・設備操業度増が見られ始めたことは明る材料。しかし、低操業脱却には至っていない。

■機械部品製造

3月に入り注文が増えて操業度が上がってきている状況が窺える。総体的に先行き不安であるが、僅かながら回復傾向と思われる状況。

■機械部品製造

売上の確保が厳しい状況が続いている。売上が確保するために価格の値引きを要求されることが多いようである。数円でもいいので円安傾向に振られてほしい。

■土砂採取

県議会において、鬼泪山国有林の山砂採取を求める地元事業者らの請願が採択された。

■総合卸売

新学期・新年度を前に、文具・事務機等の一部業者に取扱量の増加があるものの、総じて動きは鈍い。

■食肉卸売

明る兆しが見えない状況。極端な悪化。内需への依存度が高いため、公共事業予算が2割減少し、民需新築物件の低迷は当分続くことから、数量的回復は望めないため、生産縮小、リストラの嵐が吹き荒れている。

■自動車解体

年度末の為、入荷はやや多い。スクラップが上昇しているものの、仕入れ価格も上がってきている。

■小売

販売価格の下落傾向が続き、一部で春物がすで見切られている。3月に入ってから、売れ筋の商品が不足気味になり、販売が減少した模様。商品があれば前年アツプできたはず。

■小売

下げ止まり横ばいから多少、上昇傾向。

■中古車販売

卸売市場、売り気配に（在庫調整合重視に傾く、引き合い鈍化の懸念も）。相場、弱含は必至。高年式高額車の軟調に警戒感も。直販や輸出が低調、大幅な乱れを懸念。

■小売

新入学関連品は、多少時期が遅くなって動き始めた。しかし、単価は減少。ファッションも景気減・気候の影響で売上減。食品は相変わらず、価格競争が激化。

■小売

寒さも緩み、春の気配から来店客に明るさが見えてきたが、個人消費の回復感が弱く、売上に結びつかない。

■自動車・自転車小売

1年で一番売上の延びる時期だが、昨年比でどうなるかが心配。

■小売・サービス

底止まりの気配は全く感じない。学生衣料取扱店では安い品を求めてインターネットへ多く流れていて、学校指定以外の標準学生服は大きく落ちてきている。

■小売・サービス

人口減少、高齢化とイオンのオープンなどの影響で景気が良くなる

材料がなく、先行き不安である。

■建設揚重

需要停滞が続き、回復の兆しがない。

■害虫防除

前年同月比と比較すると順調な伸び。やはり、外来種の繁殖が非常に多い。ネズミ等の駆除が多くなっている。

■旅館業

3月は良好。4～6月が不安。2月3月雨のため、欠航が増えており、利益を圧迫している。

■一般廃棄物処理

年度末のため、引越しゴミ並びに事業者の粗大ゴミ等の依頼が多くあり、前月・前年同月に比べ、良い結果となった。

■ソフトウェア業

売上高・収益状況の前月比からの増加・好転は年度末という時期的な面である。前年同月比は依然厳しい状況にある。

■貨物運送

忙しくなるはずの年度末にもかかわらず、本来の忙しさがわからない。売上は前月比、前年同月比が上昇した感がある。

■輸出入業

中央会事務局の新しい組織と主なしごと

(平成 22 年 4 月 1 日)

■専務理事=佐藤 敏雄
■事務局長=藤原 誠

■参与=白鳥 秀一

部・室名等	担当者名等	主なしごと	Tel
■ 設立相談室 浜野室長	錦織副室長 鳥居副室長 齋藤(昇) 副主幹	<ul style="list-style-type: none"> ・組合等の設立相談 ・組合の定款変更、登記、決算書の届出等事務管理の相談 ・創業・連携推進事業 ・外国人研修生受入調査等 	043-306-3285
■ 商業連携支援部 今関商業連携支援部長 (兼工業連携支援部長)	【商業連携支援部】 橋本副部長 海老根副主幹 豊田主事 鷺崎主事 佐々木主事	<ul style="list-style-type: none"> ・組合等新分野開拓事業 ・連携組織活性化研究会 (一般枠) ・官公需対策 ・組合研究集会 ・モデル組合 ・小企業者組織化特別講習会 ・個別専門指導事業 ・組合等情報ネットワークシステム等開発事業 ・共済制度の普及 ・金融相談 ・団体支援事業 	043-306-3284
■ 工業連携支援部 今関工業連携支援部長 (兼商業連携支援部長)	【工業連携支援部】 福永主幹 山内主事 箱崎主事 木村主事 (診断協会事務局) 古谷 浩子	<ul style="list-style-type: none"> ・組合等新分野開拓事業 ・連携組織活性化研究会 (一般枠・異業種枠) ・組合管理者等講習会 ・組合後継者等育成事業 (組合青年部育成事業) ・新連携・経営革新促進事業 ・組合事務局強化事業 ・個別専門指導事業 ・地域組合等活動支援事業 ・活路開拓事業 ・WEB 構築事業 ・金融相談 ・団体支援事業 	043-242-3277
■ 経営支援部 河野経営支援部長	東主幹 白井主査 池澤主事 堀江主事 (中小企業応援センターコーディネーター) 清水診断士 池永診断士 野々上診断士 (ものづくり支援地域専従者) 助村診断士 武智診断士 時田診断士 (新卒者就職推進員) 佐山診断士 (次世代育成推進員) 岡林推進員	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業応援センター事業 経営革新、域資源活用、農工商等連携 創業支援、事業承継支援、ものづくり支援 ITを活用した経営力強化 ・ものづくり中小企業製品開発等支援事業 試作開発等支援、実証等支援 ・新卒者就職応援プロジェクト事業 ・次世代育成支援対策推進センター ・中小企業人材確保推進事業の支援 ・労働事情実態調査 ・女性経営者等育成事業 ・組合士関連事業 ・組合事務局へのシステム研修 ・機関誌の発行、資料収集加工 ・中小企業団体情報連絡員の設置 ・中小企業景況調査 ・団体支援事業 	043-306-3282
■ 総務部 興津事務局次長 (兼総務部長)	【総務課】 斉藤(清) 副部長 田川主幹 古沢主査 岡主事 宮崎主事	<ul style="list-style-type: none"> ・会員の加入・脱退手続き ・総会、理事会及び委員会の開催 ・会費の賦課 ・組合等の表彰 ・WEB サイト、ネットワークシステムの保守管理 ・書籍の販売 (組合法の解説等) 	043-306-3281

FAX : 043-247-8410 (共通)